

令和 8 年度

事業計画書

社会福祉法人 宇美町社会福祉協議会

令和8年度 宇美町社会福祉協議会 事業計画

I 基本方針

宇美町社会福祉協議会（以下「社協」）では、令和3年度から令和8年度までの6年間で第2期地域福祉活動計画期間と位置付け、町の地域福祉計画と連動しながら、町受託事業や地域人材を活用した事業、専門職による相談支援事業等を展開してきました。令和8年度は、第2期地域福祉活動計画の最終年度に当たり、各事業の推進や拡充を図るとともに、社協自体の基盤強化に努める必要があります。

社協では、これまで、特に介護予防事業において、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を継続できるよう、介護予防教室の実施や住民主体の活動支援等に取り組んできました。しかしながら、介護予防事業を含めた社協事業の多くは財政的に町からの受託事業に依存している状態であり、イコールフットィング論をはじめとする、近年の社協を含めた社会福祉法人全体を取り巻く環境の変化により、事業運営体制の整理が必要な状況となっています。

一方で、「2025年問題」や「2040年問題」に示されるように、社会構造の変化に伴い、複合的な課題を抱える世帯が増加しています。高齢、障がい、生活困窮といった分野を横断した支援の重要性は一層高まっており、従来の対象別支援に加え、包括的かつ継続的な支援体制の構築が、今後の地域福祉における重要な課題となっています。

こうした状況を踏まえ、社協本来の使命である「社会福祉の充実と地域福祉の推進」を主軸とした事業構造への転換を図ります。


受託事業への財政的な依存から事業構造の転換を目指すには、法人運営を取り巻く財政環境は一時的に厳しくなることが見込まれますが、事業内容や実施体制の見直し・適正化を進めるとともに、経費の削減や業務の効率化に努め、限られた資源を有効に活用した法人運営を行っていきます。

また、地域共生社会の実現に向け、これまでの相談支援や地域ネットワークの構築を通じて培ってきた知見を活かし、関係機関と連携しながら、障がいのある方の自立支援や社会参加の促進に資する新たな事業について、段階的に検討・推進していくことで、自主財源の確保や人材育成を通じた組織基盤の強化に取り組み、安定的かつ持続可能な法人運営の確立を目指します。

今後も、地域福祉の中核的实施主体として、地域の実情やニーズを的確に把握し、事業の選択と集中を図りながら計画的に推進することで、だれもが安心して暮らし続けることができる地域づくりに貢献していきます。

II 基本施策

1. 地域福祉の意識づくり
2. 交流・ふれあいの促進
3. 支えあいとボランティア活動の促進
4. 子育て支援とその他生活サービス
5. 情報提供・相談支援体制の充実
6. 生活困窮世帯の自立支援
7. 緊急時・災害時の対応充実
8. 見守り・防犯活動・交通安全の促進
9. 受託事業の運営と遂行
10. 自主財源の確保と組織体制の強化

赤い羽根共同募金配分金を活用して実施している事業には  を添付しています。

内は目標値を記載しています。

基本施策 1. 地域福祉の意識づくり

1. 福祉教育教材「ともに生きる」小学3年生配布

子どもたちの福祉的感性を培うことを目的に福祉教育教材「ともに生きる」を町内小学校3年生全員に配布します。

この教材はバリアフリー・ユニバーサルデザインとは何か、高齢者や障がい者の特徴と社会生活、そして人が支え合ってともにつながることの大切さなどについて、児童が身近に感じられ親しみやすく、日常の行動に結びつけられるように、福祉教育に活用していただくものです。

R8年度配布予定数	447冊
-----------	------

2. 小中学校総合学習への協力

車いすや視覚障がい（アイマスク体験）、高齢者疑似体験、福祉講演など小中学校における総合学習を地域の福祉施設と連携しながら支援します。

R8年度総合学習	8校
----------	----



3. 福祉協力校（町内小中学校、高等学校）への活動助成

児童生徒の福祉意識の向上を図るため、町内小中学校、高等学校へ福祉教育に対する助成を行います。

R8年度活動助成	10校
----------	-----



4. 車いす、アイマスク、疑似体験の学習や地域行事のための福祉用具貸出

障がい者や高齢者についての理解を深めるため、小中学校や地域行事へ車いすやアイマスク、高齢者の身体的機能を疑似体験できる用具の貸出を行います。

5. 職員出前講座

ふれあいいきいきサロンやシニアクラブ等で、簡単な脳トレやレクリエーションの提供、介護予防や認知症などについて講話し、お互いを尊重し、支え合う地域作りを推進します。

6. 社会福祉士資格取得実習機関としての協力

社会福祉を学ぶ学生を受け入れ、社会福祉士資格習得のための実習指導を行います。

社協事業や地域福祉活動などの実習を通じて、福祉への理解を深め、地域福祉の担い手となるよう人材育成を行います。

基本施策 2. 交流・ふれあいの促進

1. いきいきふれあいサロンへの活動支援

いきいきふれあいサロンは、令和8年3月時点20か所で活動されており、それぞれのサロンが特徴をもって企画・運営されています。

サロンによっては、参加人数の減少やお世話する方の負担が大きいということから、今後の運営をどうするかが課題となっている地域もあります。

今後、新規立ち上げや運営継続についてのご相談、レクリエーショングッズの貸出、職員出前講座など行い、活動を支援します。



2. いきいきふれあいサロンへの活動助成

地域ふれあい活動助成金としてサロンへの助成を行います。

3. 家族介護継続支援業務（町受託）

在宅で介護している方を介護から一時的に解放し、精神的・身体的負担の軽減を図ることを目的に、介護者同士の交流会を開催します。



4. 「オレンジリンクプロジェクト」への活動協力・支援

糟屋地区の福祉事業者等の有志による団体、「オレンジリンク」はRUN 伴の理念を引き継ぎ、より地域に密着した活動として「オレンジリンクプロジェクト」を令和7年度より始動しました。

令和7年度は宇美商業高校の協力を得て、認知症啓発運動だけでなく広く健康について知ってもらうため「オレンジ smile 健康フェス」を開催し、大変好評を得ることができました。

今年度も引き続き、「認知症があってもなくても、だれもが暮らしやすいまちづくり」を合言葉に活動への支援及び助成を実施します。

基本施策 3. 支えあいとボランティア活動の促進

1. 支えあい事業の推進

日常生活の中で、自分や家族だけでは解決できない、また既存のサービスでは対応できない生活ニーズを抱えている住民に対して、地域住民（協力会員）の支援によって解決を図る事業です。

社協だよりやホームページ等の多様な媒体を活用し、協力会員の育成や事業の普及・啓発を推進します。

	R8年度（目標）
協力会員登録者数	20人
利用会員登録者数	44人
活動実績件数	185件



2. 共同募金助成金事業の推進

地域福祉の推進に努める団体を支援するための公募制の助成金事業です。対象となる団体の把握や発掘に努め、町内で活動する団体に対し幅広く助成することでその活動を支援します。

R8年度助成団体数	23団体
-----------	------

3. ボランティア活動保険加入手続き

町内で活動するボランティア団体や、被災地を支援する災害ボランティアなどの個人の方が、安心して活動を行うことができるよう、保険の説明と加入手続、事故が起こった際の保険請求に対応し、ボランティアの方の社会貢献活動を支援します。

R8年度加入手続数	80人
-----------	-----

4. 献血推進事業（町受託）

非対面型の身近なボランティア活動のひとつが献血であり、SNSを含むインターネット等を主体とした情報発信により、目に触れる機会を増やすとともに、人の生命を支える献血者が継続して献血できる環境を作り献血運動を推進します。

R8年度献血者数	150人
----------	------

基本施策 4. 子育て支援とその他の生活サービス

1. おもちゃ病院うみの開院

毎月第4木曜日に開院し、壊れたおもちゃをおもちゃドクターが治療します。子どもたちのものを大切にする心を育てるとともに、ドクターと子どもたちの世代間交流も目的としています。

R8年度受付個数	70個
----------	-----

2. 子育て支援センター等でのクリスマスプレゼント配布

地域との「つながり」を感じ、笑顔でクリスマスを過ごしていただけるように子育て支援センターや子育てサロンなどへクリスマスプレゼントを配布します。

3. こども発達ほっと相談室の実施

就学前から高校生までのお子様に発達の特徴があり、子育てしづらい、あるいは子どもの成長に不安を抱える保護者やご家族等に対し、障がい児教育専門アドバイザーが相談を受けます。

R8年度相談件数	12件
----------	-----

4. 車いすの貸出

自宅での一時的な介護、通院、旅行など移動手段として車いすを必要とされる方に貸出を行います。利用には賛助会員への加入が必要となるため、会員加入の特典として併せて周知していきます。

R8年度貸出件数	65件
----------	-----

5. レクリエーショングッズの貸出

自治会や子ども会、シニアクラブ、いきいきサロンなどで活用できるよう、レクリエーショングッズを無料で貸出し、地域交流活動の支援を行います。

R8年度貸出件数	40件
----------	-----

基本施策 5. 情報提供・相談支援体制の充実

1. 様々な媒体を活用した広報活動・情報の発信

- ①「社協だより」の発行（6月・10月・2月の年3回）
- ②ホームページやフェイスブック、インスタグラムでの情報発信
- ③回覧チラシによる事業の実施案内
- ④宇美町社協制作福祉DVD「ふくしぶらす」の活用及び社協パンフレットの配布

2. 音訳版「社協だより」作製

音訳ボランティアにご協力いただき、「社協だより」の音訳版を作製します。誰でも聞くことができるようホームページ上にあげ、情報を発信します。

3. 相談支援の強化

地域の様々な生活に関する相談を受け止め、支援につなげるよう関係機関や団体との連携に努めます。



4. 心配ごと相談所事業

心配ごと相談員（民生委員児童委員、人権擁護委員、行政相談委員）が、日常生活における悩み、財産や家族の問題など、様々な相談に応じます。

また、電話での相談も受け付けるなど、悩みを抱えた住民の方が気軽に相談できるよう社協だより、うみ広報、回覧等で周知します。

【相談日】毎月第1.3木曜日 9：30～12：30 予約不要

R8年度相談件数	24件
----------	-----

5. 弁護士相談事業（町受託）

福岡県弁護士会から派遣された弁護士が相談に応じます。身近な法律相談の窓口として広く町民へ周知します。

【相談日】毎月第2.4木曜日 13：30～15：30 要予約

R8年度相談件数	96件
----------	-----

6. 民生委員児童委員との連携強化

小学校区単位の校区部会や全体定例会に参加して、委員との連携を図るとともに情報交換や意見交換を行い、地域における福祉課題等を把握して情報の共有を図ります。

7. 生活福祉資金貸付事業（福岡県社会福祉協議会受託）

※「6. 生活困窮世帯の自立支援」にて説明

8. 日常生活自立支援事業（福岡県社会福祉協議会受託）

認知症、知的障がい、精神障がいにより、自分一人で契約などの判断をすることが不安な方やお金の管理に困っている方を対象に、預金通帳や印鑑等をお預かりして日常的な金銭管理を行います。また、福祉サービスを安心して利用できるよう支援を行います。

基本施策 6. 生活困窮世帯の自立支援



1. 緊急一時支援事業

生活に困窮し、生活保護の申請又は生活福祉資金を申請した世帯のうち、所持金が少なく食料購入等が困難な世帯に対し、緊急的対応として上限3千円の現物給付を行います。

それ以外の生活困窮世帯に対しては、備蓄品の現物給付を行い、適切な相談支援機関に繋がります。

2. ふくおかライフレスキュー事業との連携

糟屋地区の社会福祉法人が連携して、食料品や日用品の提供、緊急避難先としての施設活用などを行い、生活困窮世帯の問題解決に向けて支援します。宇美町では、社会福祉協議会、相互福祉会希望学園、同朋会同行園が協力し、レスキュー事業に取り組んでいます。

3. 生活福祉資金貸付事業（福岡県社会福祉協議会受託）

低所得世帯、高齢者世帯、障がい者世帯を経済的に支え、生活の安定と自立を図ることを目的にした貸付制度です。民生委員児童委員や困りごと相談室と連携し、自立に向けた支援を行います。

4. 関係機関との連携

様々な福祉ニーズに対応できるよう行政機関と情報を共有して、生活困窮世帯の自立を支援します。

基本施策 7. 緊急時・災害時の対応充実

1. 近隣社協との災害時の連携

糟屋地区社会福祉協議会災害時相互支援協定及び一般社団法人福岡青年会議所との災害時相互協力協定に基づき、災害時に柔軟に対応できる体制整備や連携を図ります。

なお、本協定における研修等の企画、運営の事務局は輪番制で担当することとなっており、令和8年度は宇美町社会福祉協議会が事務局を担当します。



2. 災害ボランティアセンター設置体制整備

大規模な災害が起こった際、町との災害協定に基づき、社会福祉協議会は災害ボランティアセンターを立ち上げます。

有事に備え、糟屋地区の社会福祉協議会と連携して、災害ボランティア設置運営訓練を実施します。

また、災害ボランティアセンターマニュアルやBCP（災害などの緊急事態における企業や団体の事業継続計画）を策定しており、町の防災計画に基づき随時見直しを行います。



3. 宇美町防災士会への助成

宇美町防災士会の活動支援のため、助成を行います。

基本施策 8. 見守り・防犯活動・交通安全の促進



1. 宇美町シニアクラブ連合会への活動助成

宇美町シニアクラブ連合会の活動支援のため、助成を行います。



2. 交通安全教室開催への助成

粕屋地区交通安全協会宇美支部の活動支援のため、助成を行います。

基本施策 9. 受託事業の運営と遂行

1. 宇美町働く婦人の家し〜ず・うみ指定管理事業（町指定管理）

「仕事と生活の両立事業」「活動と交流を深める事業」「自主サークル支援」「相談事業」「情報提供事業」「貸館事業」「施設の維持管理事業」を柱として、マルシェなどのイベント企画、各種講座の開催、自主サークルの活動支援など様々な団体、町と共働しながら事業を進めます。

2. 宇美町立老人福祉センター窓口受付等業務（町受託）

60歳以上の町内在住者が利用できる老人福祉センターの施設管理、日常的な点検、利用者の確認等を行い、憩いの場、交流の場となるよう利用者増に努めます。

また、老人福祉センターふれあいまつりでは実行委員会事務局としてイベントを開催します。

R8年度利用人数	4,800人
R8年度サークル数	11サークル

3. ボランティア・町民活動支援センター「ふみらぼ」の運営（町受託）

近年、災害の多発・激甚化に加えて核家族化や地域コミュニティの希薄化が進み、住民同士での支えあいの仕組みづくりがこれまで以上に求められています。

こうした状況の中、社会福祉協議会では「支えあい事業」や「災害ボランティアセンター設置訓練」、「ファミリー・サポート・センター事業」など、様々なボランティア活動に関する事業を通じてノウハウを培ってきました。

令和8年度からは、宇美町からの新規受託事業として、これまで培ってきたノウハウを活かし、ボランティア活動の推進及び人材育成、ボランティア活動のコーディネートなどの事業を実施していきます。

4. 弁護士相談業務（町受託）

福岡県弁護士会から派遣された弁護士が相談に応じます。身近な法律相談の窓口として広く町民へ周知します。

R8年度相談件数	96件
----------	-----

5. 献血推進業務（町受託）

少子化により献血可能人口が減少する中で、必要な血液を安定的に確保するために、回覧やポスター掲示等により周知し、献血運動を推進します。

R8年度献血者数	150人
----------	------

6. 自殺対策業務（町受託）

宇美町自殺対策計画に基づき、地域や家庭など身近な人の自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応ができる地域レベルでの人材を養成することを目的に講座を開催します。

R8年度受講者数	20人
----------	-----

7. 個別避難計画作成業務（町受託）

災害避難時に配慮が必要な人を掲載した「避難行動要支援者名簿」の登録者のうち、避難支援等関係者への情報提供に同意があった方に対して、避難支援実施者の選定、避難場所と経路の確認、避難場所での配慮など身体状況や生活環境を考慮した個別避難計画を作成します。

8. 包括的支援業務（町受託）

①認知症地域支援・初期集中支援業務

認知症地域支援推進員を配置し、地域における認知症の人や家族からの相談に対応します。また、医療サービスや介護サービスを受けていない又は中断している方で認知症が疑われる方に対し、家庭訪問、必要な医療・介護支援サービスへの導入・調整や家族支援、サービス導入後の観察・評価など初期の支援を集中的に行い、本人らしく自立した生活のサポートを行います。

認知症予防カフェは、認知症があってもなくても認知症に興味のある町民・福祉専門職等が集える場ですが、当事者が参加をしやすい環境づくりを目指します。

R8年度認知症カフェ開催回数	14回
----------------	-----

9. 地域支援任意業務（町受託）

①家族介護継続支援業務

在宅で介護している方を介護から一時的に解放し、精神的・身体的負担の軽減を図ることを目的に、介護や認知症に関する講演会や家族同士の交流会を行います。

R8年度参加者数	40人
----------	-----

②認知症サポーター養成・活動支援業務

認知症に関する知識と理解をもち、認知症の人や家族に対してできる範囲で手助けをする認知症サポーターを養成します。また、養成講座の講師を務めるキャラバンメイトの連絡会を開催し、講座の企画や情報共有を行い、活動を促進します。

R8年度実施回数	10回
----------	-----

10. ファミリー・サポート・センター事業（町受託）

支援を必要としている子育て世代の方に利用してもらえるように、まかせて会員及びおねがい会員の会員登録講習会を開催します。また、子育て支援の輪を広げることを目的とした会員交流会や子育て家庭の様々なニーズに対応するためスキルアップ研修会を行います。

令和8年度より、ファミリー・サポート・センターは事務所を宇美町働く婦人の家し〜ず・うみへ移転します。これにより、ボランティアセンターとの連携による、よりきめ細やかな支援活動や、し〜ず・うみの開館日に合わせた土曜日の開館、し〜ず・うみの貸館機能を最大限に活用した講習会開催など、町民の大幅な利便性向上が期待できます。

	R8年度
おねがい会員数	180人
まかせて会員数	90人
活動件数	30件

11. 日常生活自立支援事業（福岡県社会福祉協議会受託）

※「5.情報提供・相談支援体制の充実」内にて説明

12. 生活福祉資金貸付事業（福岡県社会福祉協議会受託）

※「6.生活困窮世帯の自立支援」内にて説明

基本施策 10. 自主財源の確保と組織体制の強化

1. 赤い羽根共同募金運動の促進

地域住民の皆様や町内外の事業所様から多大なご協力をいただいている赤い羽根共同募金は、受託事業以外の地域福祉事業に活用する貴重な財源となっています。その使い道や配分方法など社協だよりを使って周知し、さらなる共同募金運動の促進を図っていきます。

R8年度目標額	7,000,000円
---------	------------

2. 賛助会員への加入促進

赤い羽根共同募金と合わせて地域福祉事業の貴重な財源となる賛助会費は、「寄付という形で福祉への参加」として、地域住民の皆様へご協力をお願いをしています。

賛助会員に加入することで利用できるサービスには、車いすの利用と支えあい事業（※利用条件あり）があり、広報等でPRを図り、利用増に取り組んでいきます。

R8年度会員口数	1,400口
----------	--------

3. 一般寄付・香典返し寄付の受付

地域福祉活動の財源の一つとして、一般寄付と香典返し寄付を受付けています。皆様からいただいた寄付金は、社協事業を推進する上で支えとなっているため、今後もお寄付いただけるよう地域福祉活動に取り組みます。

4. 理事会及び評議員会の充実

自治会、民生委員児童委員協議会、シニアクラブ、商工会、保護司会、社会福祉法人施設、行政などの関係機関・団体で構成される理事会、評議員会において、社協の規則、事業、予算等重要な事項をご審議いただき、適切な社協運営に努めます。

5. 職員育成研修の充実と人事考課の体制整備

職員の資質向上を図るために研修体系を構築し、段階・階層別の研修を実施します。また、職員間の情報共有、連携を図った組織づくりを行うとともに、人事考課制度の整備、検討を進め、職員の成長促進と職務の効率化を目指します。

6. 地域ニーズに対応した新規事業の検討・推進

受託事業への財政的な依存から事業構造の転換を目指し、社協としての役割や、地域ニーズに即した新たな事業展開について検討を進めます。

特に、障がいのある方やその家族に対する生活支援、社会参加の促進、就労や居場所づくりに関するニーズが高まっていることから、既存の相談支援体制や関係機関とのネットワークを活かし、障がい福祉分野における新規事業拡大の可能性について行政や関係機関との連携を図りながら、公益性、実現可能性、持続性の観点から慎重に検討を行い、計画を進めていきます。